

船舶事故調査報告書

平成30年5月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年6月30日 05時00分ごろ
発生場所	三重県南伊勢町見江島東南東方沖 見江島灯台から真方位115° 350m付近 (概位 北緯34° 14.5′ 東経136° 33.5′)
事故の概要	漁船第二十一開洋丸は、北北東進中、岩礁に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月14日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十一開洋丸、11トン
船舶番号、船舶所有者等	ME2-5253（漁船登録番号）、開洋漁業有限会社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	船底外板に凹損等
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期 日出時刻：04時47分ごろ
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、平成29年6月30日04時00分ごろ南伊勢町古和浦湾南方沖での操業を終え、約12ノットの対地速力で南伊勢町贄浦漁港に向けて帰航中、単独で操船に当たっていた船長が、操舵室内の椅子に腰を掛けた姿勢で見張りを続けているうち、居眠りに陥り、05時00分ごろ岩礁に乗り揚げた。 本船の喫水は、船首尾共に約1.0mであった。
分析	本船は、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥ったことから、岩礁に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、椅子に腰を掛けた楽な姿勢で見張りを行っていたことから、居眠りに陥った可能性があると考えられる。
原因	本事故は、単独で操船に当たっていた船長が居眠りに陥ったため、本船が岩礁に乗り揚げたものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・椅子に腰を掛けた姿勢で操船する際、時々椅子から立ち上がるなど、居眠り運航の防止措置を講じること。